

議案第 6 6 号

大口町基金条例の制定について

大口町基金条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、行政事務や学校等の情報化教育に必要不可欠な電算機器の整備に要する資金を積み立てるため電算機器整備基金を設置すること及び既存の基金条例を集約し整理することに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、法令その他別に定めるものを除くほか、大口町の基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 特定の目的のために資金を積み立てるための基金（以下「積立基金」という。）を、別表第1のとおり設置する。

2 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金（以下「運用基金」という。）を、別表第2のとおり設置する。

(積立基金の積立て及び処分)

第3条 積立基金に積み立て又は積立基金の全部若しくは一部を処分する額は、毎会計年度の別表第3に規定する会計の歳入歳出予算において定める。

2 積立基金の処分は、別表第1に掲げる場合に限るものとする。

(運用基金の額)

第4条 運用基金の額は、別表第4のとおりとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、別表第4に規定する会計の歳入歳出予算の定めるところにより、運用基金に追加して積み立てることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、当該運用基金の額は、当該積立額相当額増加するものとする。

(管理)

第5条 積立基金及び運用基金（以下「基金」という。）に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益の整理)

第7条 積立基金の運用から生ずる収益は、別表第3に掲げる会計の歳入歳出予算に計上して、その目的達成のための事業の財源に充て、又はその基金に積み立てる。

2 運用基金の運用から生ずる収益は、別表第4に規定する会計の歳入歳出予算に計上して、その目的達成のための事業の財源に充て、又は基金に繰り入れる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(既存条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 大口町財政調整基金条例（昭和40年大口町条例第1号）

(2) 大口町国民健康保険事業財政調整基金の設置及び管理に関する条例（平成6年大口町条例第10号）

(3) 土地開発基金条例（昭和44年大口町条例第16号）

(4) 大口町学校施設整備事業基金の設置及び管理に関する条例（平成14年大口町条例第9号）

(5) 大口町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例（平成5年大口町条例第5号）

(6) 大口町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例（平成13年大口町条例第10号）

(7) 大口町明日のまちづくり基金条例（平成22年大口町条例第6号）

(8) 大口町さくら咲く基金条例（平成２４年大口町条例第１７号）

(9) 大口町都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例（平成１２年大口町条例第３２号）

（経過措置）

- ３ この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の条例により設置されていた次表左欄に掲げる基金の基本財産及び積立金額は、この条例により設置された同表右欄に掲げる基金とみなす。

廃止前の条例による基金	この条例による基金
大口町財政調整基金	財政調整基金
大口町国民健康保険事業財政調整基金	国民健康保険事業財政調整基金
土地開発基金	土地開発基金
大口町学校施設整備事業基金	学校施設整備事業基金
大口町地域福祉基金	地域福祉基金
大口町介護給付費準備基金	介護給付費準備基金
大口町明日のまちづくり基金	明日のまちづくり基金
大口町さくら咲く基金	さくら咲く基金
大口町都市計画事業基金	都市計画事業基金

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

名称	目的及び積立ての額	処分
財政調整基金	年度間の財政の調整を行い、町財政の健全な運営に資するため次の額を積み立てる。 1 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条の 3 第 1 項の規定に基づく額 2 地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づく額 3 その他町長が必要と認めた額	1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。 2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。 5 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。 6 その他町長が町財政の運営上特に必要と認めるとき。
地域福祉基金	地域福祉の推進に必要な財源を確保するため財産を維持し、その運用から生じる収益を事業	地域福祉の推進に必要な財源が不足する場合、その財源に充てるとき。

	の財源に充て、町長が必要と認めた額を積み立てる。	
国民健康保険事業財政調整基金	国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため、毎年度の決算剰余金の範囲内で、町長が必要と認めた額を積み立てる。	国民健康保険事業の実施に必要な財源が不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てるとき。
都市計画事業基金	都市計画事業を推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画事業（公共下水道事業を除く。以下同じ。）の実施に必要な財源に充てるとき。ただし、都市計画税を原資とする基金の処分については、都市計画税課税区域内の都市計画事業に充てる場合に限る。
介護給付費準備基金	介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため、毎年度の決算剰余金の範囲内で、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 介護給付費、予防給付費又は市町村特別給付費の不足額に充てるとき。 2 介護保険に係る審査支払手数料の不足額に充てるとき。 3 財政安定化基金拠出金又は財政安定化基金拠出金償還金の不足額に充てるとき。 4 介護保険法（平成9年法律

		第 1 2 3 号) に定める保健福祉事業不足額に充てるとき。 5 第 1 号被保険者の介護保険料を低減するための費用に充てるとき。 6 その他介護保険法に定める介護保険事業に要する費用に充てるとき。
学校施設整備事業基金	学校施設整備事業の推進を図るため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	学校施設整備事業の実施に必要な財源が不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てるとき。
明日のまちづくり基金	明るい未来の創造に資する事業の円滑な推進を図るため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 将来のまちづくりに資する公共施設の建設事業又は改修事業の財源として充てるとき。 2 公有地を取得するための財源として充てるとき。
さくら咲く基金	郷土の誇りである桜を保存し未来へ引き継ぐ事業を円滑に推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 桜の保存事業の財源として充てるとき。 2 桜に関する調査及び研究事業の財源として充てるとき。
電算機器整備基金	電算機器の整備を円滑に推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 行政事務に係る電算機器整備の財源として充てるとき。 2 学校等の情報化教育用に係る電算機器整備の財源として

		充てるとき。
--	--	--------

別表第 2（第 2 条関係）

名称	目的
土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する資金を確保するため。

別表第 3（第 3 条、第 7 条関係）

基金の名称	会計名
財政調整基金	一般会計
地域福祉基金	一般会計
国民健康保険事業財政調整基金	国民健康保険特別会計
都市計画事業基金	一般会計
介護給付費準備基金	介護保険特別会計
学校施設整備事業基金	一般会計
明日のまちづくり基金	一般会計
さくら咲く基金	一般会計
電算機器整備基金	一般会計

別表第 4（第 4 条、第 7 条関係）

基金の名称	基金の額	会計名
土地開発基金	189, 272, 630 円	土地取得特別会計

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

行政事務や学校等の情報化教育に必要不可欠な電算機器の整備に要する資金を毎年積み立て、年度間の財政負担を平準化することで健全財政の維持を図り、あわせて既存の基金条例を集約し整理することで、運用等の統一を図ります。

2 条例の概要

国際交流事業基金、社本育英事業基金及びふるさとづくり基金については、規則において事務手続が定められていることから、今回はその基金以外の基金条例を集約し、設置目的等を再検討した上で、新たに電算機器整備基金を加え、基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとします。

なお、集約する既存の基金条例は廃止します。

3 集約する既存の基金条例

大口町財政調整基金条例

大口町国民健康保険事業財政調整基金の設置及び管理に関する条例

土地開発基金条例

大口町学校施設整備事業基金の設置及び管理に関する条例

大口町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例

大口町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例

大口町明日のまちづくり基金条例

大口町さくら咲く基金条例

大口町都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例

4 施行年月日

平成25年10月1日から施行します。

5 基金の定義等

●地方自治法

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実に効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

●分類

